

令和6年度第1回愛媛県人権施策推進協議会（R6.8.23）  
 ≪質問等（後日回答分）及び回答≫

議題（1） 愛媛県人権施策推進基本方針の見直しについて			
1	大岩委員	資料2のP.18 警察官等、公権力の行使等にあたる職員に対する人権教育への取組みはどうか。	人権対策課 県職員については新規採用職員、係長の新任者、警察官については、新規採用の警察官及び係長の新任者に人権研修を実施しています。
2	大岩委員	— 保護司が殺害された事件を受けて、保護司の安全確保について法務省の検討・議論状況をお伺いしたい。	県民生活課 本年5月に大津市で保護司が殺害された事件について、保護観察所に確認をしたところ、以下の回答をいただきました。 事件の全容について未だ解明されていない部分もありますが、本年9月27日に法務省が公表した持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書(案)において、保護司の安全確保として、今後講じていく施策等が挙げられています。 具体的には、これまで保護観察官は、保護司からの報告により、必要なときには保護司と必要な意見の交換及び情報の共有を行っているところ、これらに加え、定期的に保護観察事件の点検を実施すること等や、保護観察対象者の再犯リスクや特性を見極めるに当たって、保護観察所において、アセスメントを効果的に実施すること、そして、面接場所として、第三者もいる公的施設等を使用したりすることなどが挙げられています。
3	射場副会長	資料2のP24 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」と「こども性暴力防止法」を基本方針に反映してはどうか。	子育て支援課/義務教育課 ご提案のとおり修正したい。 令和6年3月に策定した「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画」にも記載している「生命（いのち）の安全教育の

			<p>推進について」追記します。(少子化対策・男女参画室)</p> <p>「こども性暴力防止法」について、資料2のP22のとおり基本方針に反映します。(子育て支援課)</p>
4	射場副会長	資料2のP25	子育て支援課
		P25のオで、児童虐待防止対策の充実の(イ)については、「弁護士からの司法手続きの助言等を随時受けられる体制」を「即時」に変えるなど、昨今の司法との連携強化について反映してはどうか。	国の基準を踏まえ、「実質的に弁護士を配置するのと同様に司法手続きの助言等を随時受けられる体制を整備する」との表現に修正します。
5	射場副会長	資料2のP44	県民生活課
		犯罪被害者について、「害を被る」説明については検討いただきたい。	「犯罪等により害を被った者」を「犯罪等の被害に遭われた方」へ修正します。
6	武井委員		健康増進課
		「いのちの電話」では相談員の人格を否定するような電話があり、相談員に研修やケアをしている。精神障害者センターの相談員はどのような研修やケアをしているか。また通話は録音しているか、録音のアナウンスを流しているか、お伺いしたい。	人格を否定するような電話に対する研修は行っていませんが、相談員がそのような電話に対応した場合、すぐ上司に報告し、上司は相談員の対応に問題がないことを確認のうえ、相談員を労っています。また、通話についてはアナウンスを流したうえで録音していますが、録音を始めてから人格を否定するような電話は減っており、効果を感じています。
7	射場副会長	資料2のP23	子育て支援課
		県で取り組んでいる母と子を守るための施設整備や拡充などについて方針に盛り込んではどうか。	ご提案のとおり、(2)施策の基本方向に「ウ 困難を抱える妊産婦支援の充実」に関する取組みを追記します。
8	射	資料2のP25	子育て支援課

	場副会長	児童相談所の機能強化について、NPO、民間支援団体との連携スキーム、里親支援センターなどの最近の県の取組みを反映してはどうか。	ご提案のとおり「オ 児童虐待防止対策の充実」に「(エ) 家庭養育の推進」に関する取組みを追記します。
9	矢川委員	資料2のP27 高齢者の虐待については、発見、見守りのほかに、防止に重きを置いていただきたい。また、養護者に対する支援も重要であるので、この2点を反映してはどうか。	長寿介護課 防止について、ご提案のとおり修正したい。養護者（家族等）に対する支援は、既に記載済です。
10	川上委員	- 子どもの安全確保について、学校内の安全、特に性被害に特化した対応なども反映してはどうか。	義務教育課 ご提案のとおり修正したい。
11	田中委員	- インターネットの誹謗中傷について、ファクトチェック体制はどうなっているか。また差別的書き込みの対応方法はこういったものか、その周知はどのようにしているか。	人権対策課 モニタリングを実施し、不適切な書き込みは削除依頼を実施しています。約6割が削除されているという状況。また県でのモニタリングの手法等は市町、関係機関に共有しており、実際の不適切な書き込みについては、連携して対応にあたることにしています。
12	山先委員	- インターネットの誹謗中傷について、モニタリングの実績はどうか。	人権対策課 民間業者に委託し月48時間実施しています。令和5年度は差別的な書き込みを128件確認。3段階のリスクレベルに分類し、個人が特定されるリスクレベル2は29件あったため、削除依頼を行い18件が削除されました。なお生命財産被害に対する緊急性が高いリスクレベル3は該当がありませんでした。
13	ル	資料2のP38	義務教育課

	一 ス 委 員	学校教育でやさしい日本語を教えるということを反映してはどうか。	ご提案のとおり修正したい。
14	ル 一 ス 委 員	-  外国人相談窓口の EPIC、ミックは、困難な問題を抱え支援が必要な相談者に対し、地域の NPO につなげるような方法も検討して欲しい。	観光国際課  県の相談事業委託先である EPIC と共同して外国人相談者を支援する NPO 法人等民間団体についての情報収集を進めるなど、より相談者に寄り沿った対応ができるよう検討して参りたい。
15	矢 川 委 員	-  高齢者で身寄りがなく医療・介護等の支援を受けることが困難な人が増えていることを問題として認識している。	長寿介護課  『身寄り』問題は、病気や障害の有無にかかわらず、また高齢者のみならず全世代的に課題が発生する可能性があることも鑑み、市町をはじめとする地域で総合的に取組みを行うことが求められていると認識しています。  ・県では、地域包括支援センターをはじめとする高齢者支援に携わる市町関係者等への専門的な助言や、資質向上のための研修会を開催する等、市町等関係機関と緊密に連携を図り、高齢者一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。  なお、基本方針の記載については、 「3 高齢者」の「イ 高齢者の主体性を尊重した暮らしの実現」 「(ア) 高齢者虐待の防止及び成年後見制度の利用」、 「ウ 介護サービス等の質の向上 (エ) 地域支援事業の効果的な実施」 の部分が関連施策となります。  (参考) 厚労省は、「医療機関への入院や介護保険施設への入所希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しない」としており、医療機関や介護施設に対し、身元保証人を入院・入所の条件としないよう求めています。
16	矢	-	長寿介護課

	川 委 員	介護職員等へのハラスメント、高齢者の家族から介護職員へのハラスメントによって、介護が必要な高齢者本人がサービスを受けられないことがあると聞き及んでいるので、問題提起としたい。	介護が必要な高齢者本人が必要なサービスを受けることができ、高齢者ご本人の権利擁護が行われるよう、市町の相談支援の資質向上の取組を支援する施策を行っています。 <b>【参考】</b> この事例にあるような、カスタマーハラスメントを行う家族がいるために、高齢者が必要なサービスを受けることができない案件であるならば、高齢者本人の意思等も確認し、家族からの間接的な虐待に当たるか等を市町において見極める必要性があると考えられます。
17	大 岩 委 員	- 身寄りがない方のためのシェルターが、松山市以外に無いことが残念である。	長寿介護課 今後も、身寄りがない高齢者を含め、住み慣れた地域で支えあって暮らせる施策を進めてまいります。
18	大 岩 委 員	資料2のP31 障がい者の地域移行とか、地域における支援には、相談支援事業が大切だが、基幹相談支援センターが県内20市町中8つしかない状況であるので、設置に尽力いただきたい。	障がい福祉課 20市町において基幹相談支援相談支援センターが設置されるよう相談支援事業の専門的知識を有する相談支援アドバイザーを派遣して助言を行うなど、市町を支援しているところです。 引き続き、相談支援体制の整備や充実強化が促進されるよう努めてまいります。
19	射 場 副 会 長	資料2のP51 P51の13被災者のところは、(1)課題と現状、P52では(2)災害時の対応のところをどの課題に対応しているか整理していただきたい。	防災危機管理課 ご提案のとおり修正したい。
20	射 場 副 会 長	資料2のP59 「1人1人の心の問題であり」については、「1人1人の心の問題であるといえ、」としてはどうか。	人権対策課 ご提案のとおり修正したい。